

I 計画の意義

1 策定の趣旨

- 平成 12 年 4 月から導入された介護保険制度は、高齢者等の要介護者を社会全体で支え合う仕組みとして定着しています。
- 一方、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上になる 2025 年(令和 7 年)、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年(令和 22 年)を見据えて、制度の持続可能性を確保するとともに、高齢者が出来る限り住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、医療や介護、介護予防、住まい、日常生活などの支援が地域で受けられる地域包括ケアシステムを構築・推進していく必要があります。
- 本計画は、姫路市の高齢者を取り巻く社会情勢の変化やそれらを踏まえた諸課題に対応するため、平成 30 年 3 月に策定した「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路介護保険事業計画」を見直します。また、姫路市における高齢者施策の基本的な考え方や高齢者福祉や介護保険事業の方向性を示すとともに、今後の取組を総合的かつ体系的に整え、介護保険事業の安定的運営を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 全ての高齢者を対象とする計画として老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した法定計画です。
- 介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。
- また、介護給付の適正化に関して市が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めた「介護給付適正化計画」を含んだ計画です。
- 本計画は本市の新たな総合計画（名称未定）や「姫路市地域福祉計画」、「障害福祉推進計画」等との連携を図っています。また、「姫路市総合交通計画」や「姫路市官民データ活用推進計画」等、福祉分野以外の計画とも必要に応じ連携を図っています。
- 兵庫県が定める「兵庫県保健医療計画」では、超高齢社会に対応し、県民に適切な医療を提供するため、病床の機能分化・連携の推進、在宅医療等の充実が示されています。本計画は、本市の介護保険事業におけるサービス面や財政面等の安定的運営を毀損しない範囲内で、在宅医療等の新たなサービス必要量に関して整合性を図っています。

3 計画期間

- 令和 3 年度(2021 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの 3 か年計画とし、計画最終年度の令和 5 年度に計画の見直しを行います。
- 本計画では、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となる令和 7 年（2025 年）、さらには高齢者の人口の増加が緩やかになる一方、現役世代（生産年齢人口）が急減するとされる令和 22 年（2040 年）も見据えたサービス・給付・保険料の水準を考慮し、長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

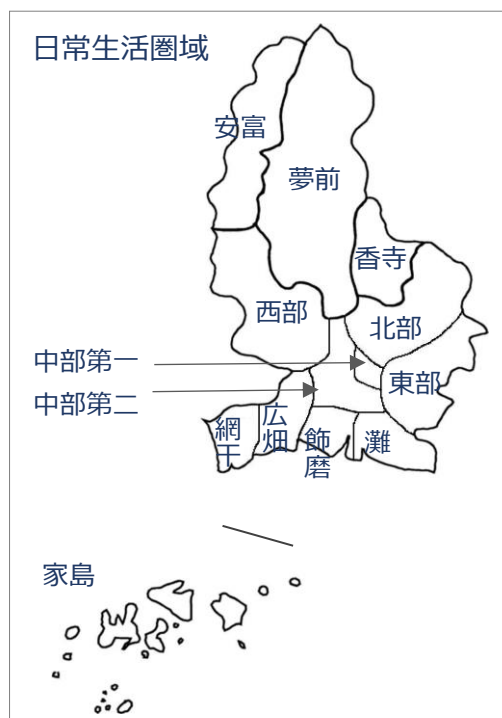
図 本市における福祉分野の各計画及び総合計画の計画期間

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	令和 3 年度 ～ 令和 5 年度
地域福祉計画	令和 3 年度 ～ 令和 8 年度
障害福祉推進計画	令和 3 年度 ～ 令和 5 年度
子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度
健康プラン（保健計画）	平成 25 年度 ～ 令和 4 年度
新たな総合計画（名称未定）	令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

4 日常生活圏域

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように、日常生活圏域が設定されています。
本市では、総合計画に定める 13 圏域（地域ブロック）に区分し、日常生活圏域としています。
- この圏域を基礎として、地域包括支援センターの配置や介護保険施設の整備などを進めています。

※現在、新たな総合計画で日常生活圏域の見直しが予定されています。



5 計画の検討体制

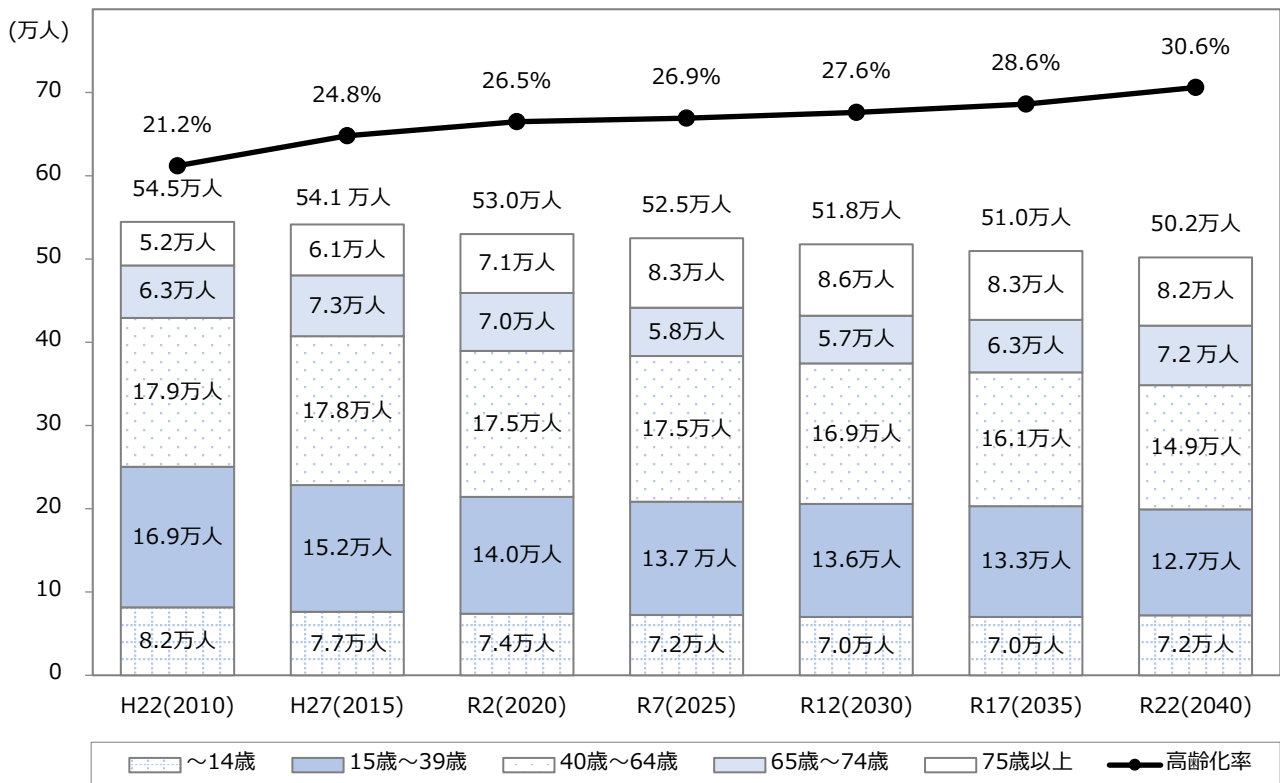
- 計画の策定に当たり、検討組織として姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定会議を開催し、内容の検討を行います。
- 計画の検討結果は、ホームページ等により市民に周知するほか、計画の中間取りまとめ(案)策定後には、市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）等により幅広い意見を聴取しながら、計画の策定を行います。

Ⅱ 市の現状と将来予測

1 人口の推移と推計

- 本市の人口は、令和2年3月末時点で、534,648人となっており、年々、減少傾向にあります。
- 生産年齢人口(15歳～64歳)及び年少人口(～14歳)も同様に減少しており、今後もこの傾向は続くと推計しています。

図 人口の推移と推計



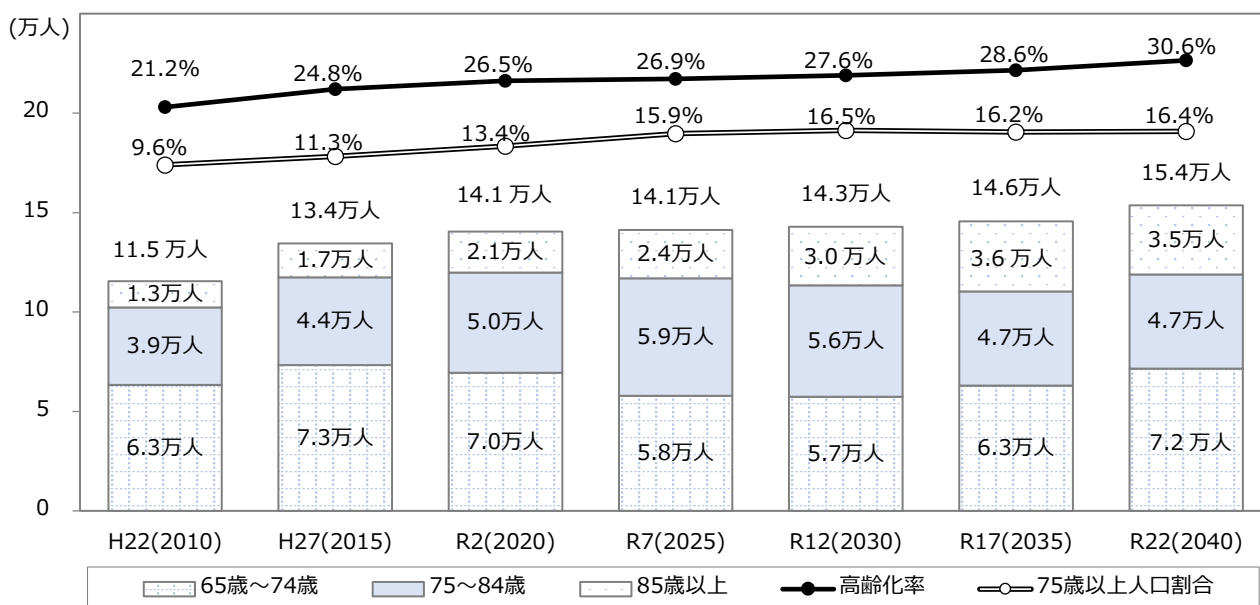
※ひめじ創生戦略「人口ビジョン」(地方創生推進室作成)より

※国勢調査の数値を元に作成

2 高齢者人口の推移と推計

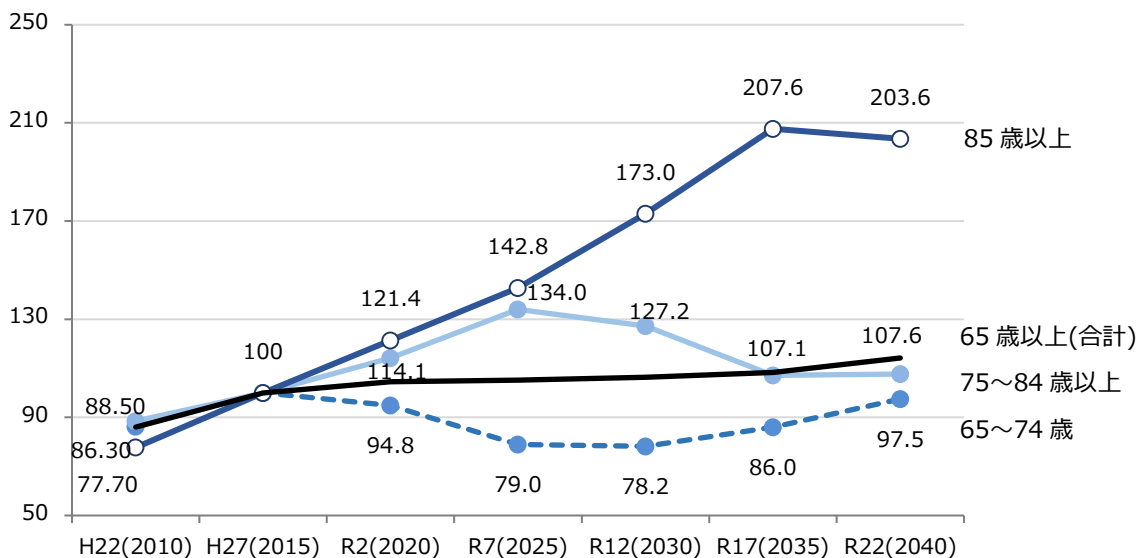
- 本市の令和 2 年 3 月末時点の 65 歳以上の高齢者人口は、約 14 万人、高齢化率は 26.7%となっており、市民の約 4 人に 1 人が高齢者となっています。いわゆる団塊の世代が後期高齢者(75 歳以上)となる令和 7 年(2025 年)は 26.9%、現役世代(生産年齢人口)が急減するとされる令和 22 年(2040 年)には、30.6%になると推計しています。
- 2040 年に向けて 85 歳以上人口が急増する一方、生産年齢人口は減少傾向にあることから、今後増加が見込まれる中重度の要介護認定者等をどのような体制で支えていくのか大きな課題になると考えられます。

図 高齢者人口の推移と推計(長期)



※ひめじ創生戦略〔人口ビジョン〕(地方創生推進室作成)より(国勢調査<10月1日基準日>の数値を元に作成)

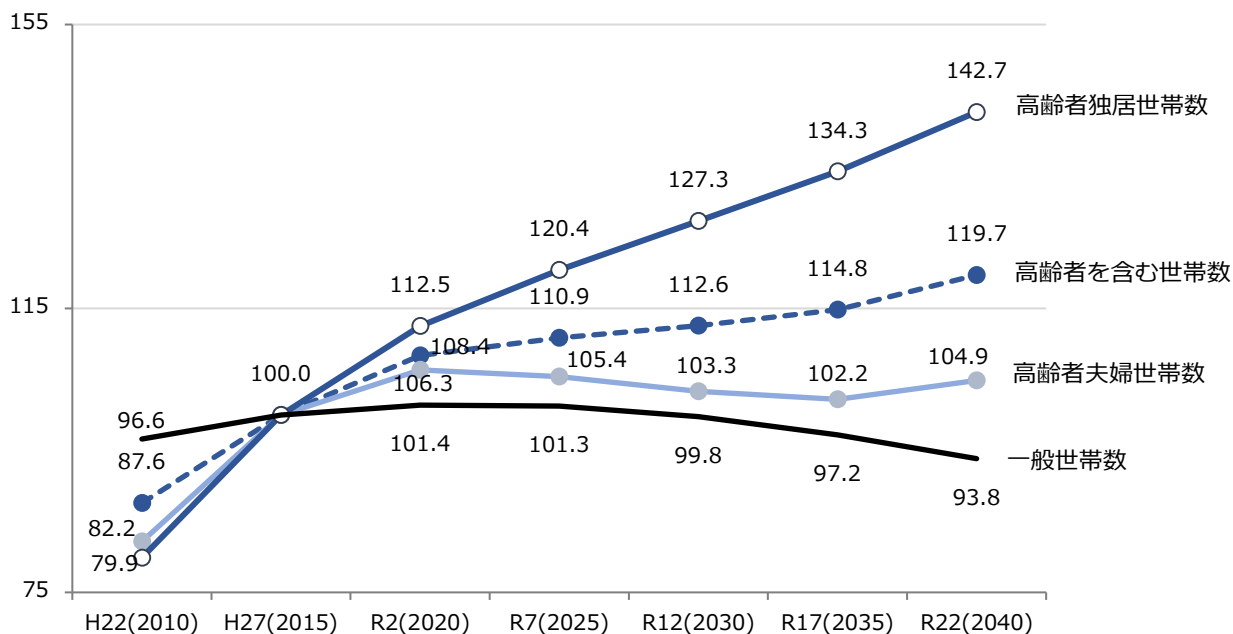
図 高齢者人口の年齢階級別の増減割合 (2015 年=100)



3 高齢者世帯の推移

- 高齢独居世帯数・高齢夫婦世帯数は急激に増加しており、特に高齢独居世帯数は高齢夫婦世帯数よりも増加率が高くなっています。また、今後、85歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、高齢独居世帯への支援の必要性が増すと予想されます。

図 一般世帯数と高齢者世帯数の推移 (2015年=100)



〔参考〕 一般世帯数と高齢者世帯の推移 (世帯数)

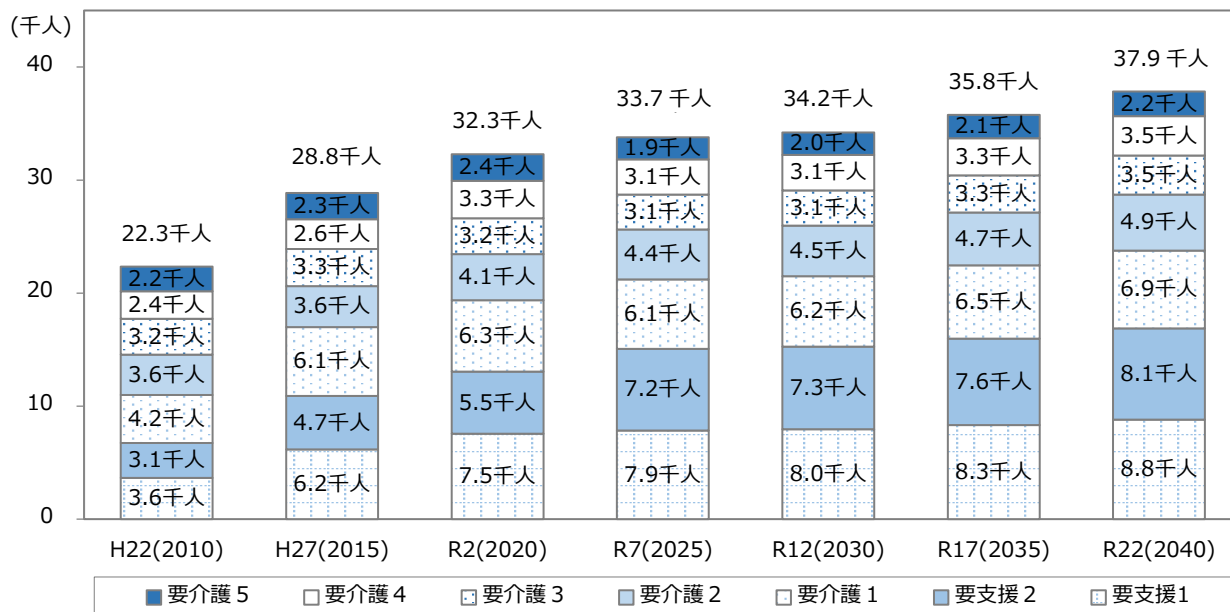
	H22	H27
高齢者独居世帯数	19,210	24,046
高齢者夫婦世帯数	17,897	21,782
高齢者を含む世帯数	78,075	89,138
一般世帯数	205,357	212,541

※総務省「国勢調査」より

4 要介護・要支援認定者数の推移と推計

- 本市の要介護・要支援認定率(65 歳以上の被保険者数に占める認定者数の割合。以下「認定率」という。)は、兵庫県や全国と比較すると高い傾向にあります。要介護・要支援認定者数(以下「認定者数」という。)は今後も増加が続くと見込まれます。
- 年齢階級別認定者の状況を見ると、年齢が上がるにつれ、認定率が上昇していることが分かります。

図 認定者数の推移と推計(長期)

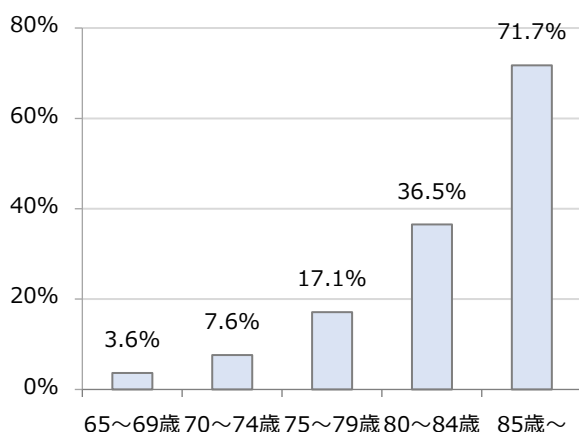


〔参考〕要支援・要介護認定率の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
姫路市	21.0%	21.2%	21.1%	21.5%	22.3%
兵庫県	18.9%	19.1%	19.2%	19.5%	19.9%
全国	18.0%	18.0%	18.1%	18.3%	18.5%

※介護事業状況報告月報(各年9月末)より

図 年齢階級別認定率



〔参考〕認定率の比較

	65～74 歳	75～84 歳	85 歳～	合計
姫路市	5.7%	25.0%	71.7%	22.2%
兵庫県	4.7%	20.9%	64.0%	20.0%
全国	4.2%	18.7%	59.4%	18.5%

※介護事業状況報告月報(令和2年3月末)より

※令和2年3月末時点

5 認知症高齢者数

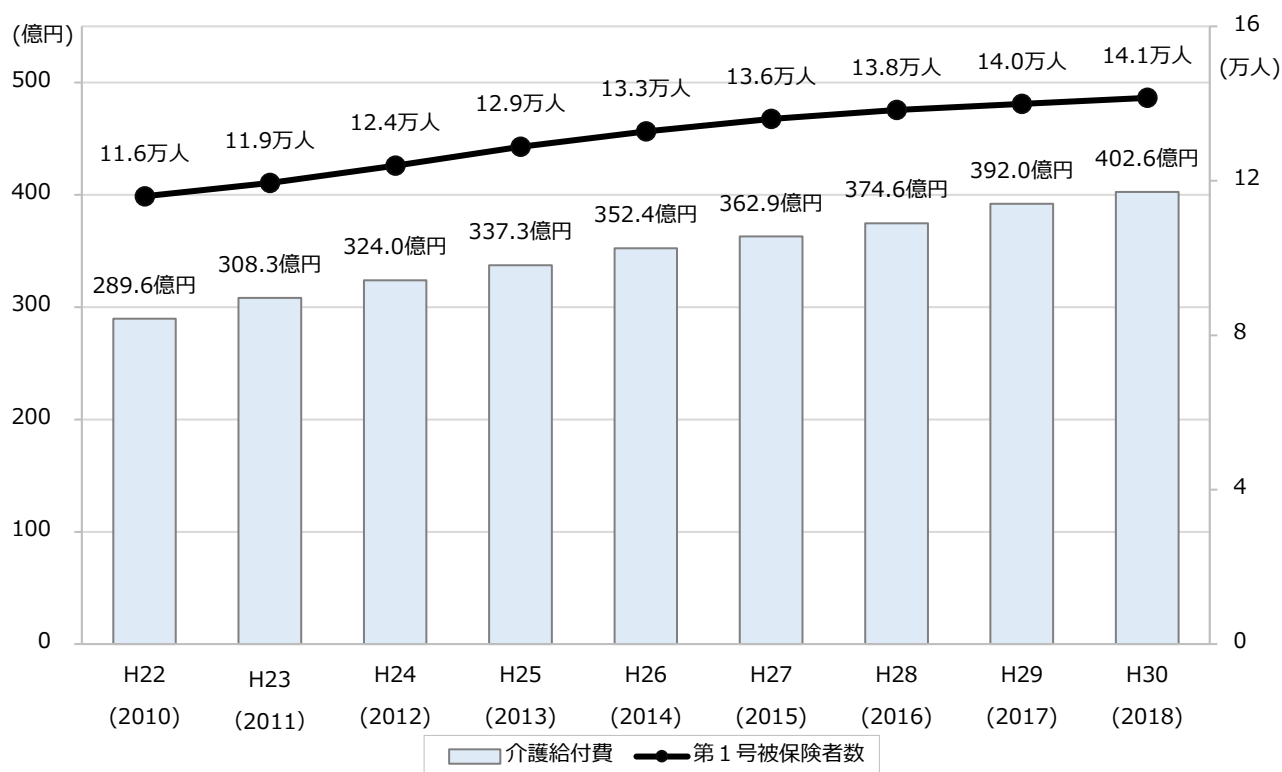
- 認知症高齢者数は年々増加しており、認定者に占める認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は、令和2年(2020年)3月末時点で13,350人です。なお、高齢者全体に占める認知症高齢者数の推計値は下記のとおりです。

仮定条件	R2(2020)	R7(2025)	R 22(2040)
各年齢層の認知症有病率が2012年度以降一定の場合の認知症高齢者数	24,174人	26,779人	29,964人
各年齢層の認知症有病率が2012年度以降上昇する場合の認知症高齢者数	25,332人	28,950人	35,609人

※市内全域の高齢者人口を基に、厚生労働省科学研究補助金「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書の表3及び表4「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載された認知症患者推定有病率を乗じることで推計。

6 介護サービス費の推移

- 介護サービス費は年々増加しており、第4期の中間年度となる平成22年度の289.6億円と比較して、第7期の初年度(平成30年度)には約402.6億円と1.4倍増加しています。



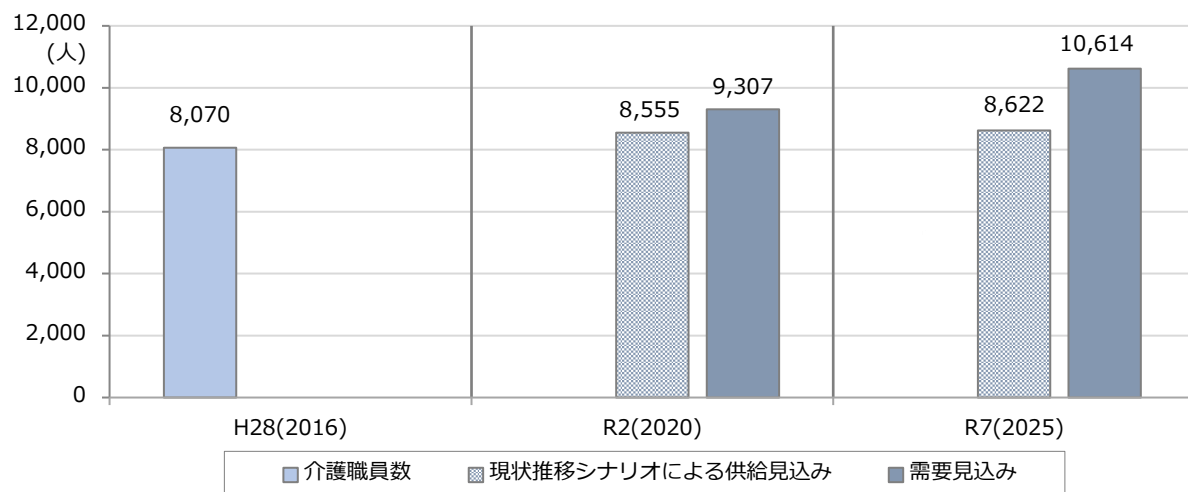
※介護給付費は保険給付費及び総合事業費をいう

※第1号被保険者数は各年度末時点

7 介護人材の推計

- 現状のまま需要が推移した場合、2025 年度には介護職員が約 2,000 人不足と考えられます。さらに、現役世代の人口が急減するといわれる 2040 年に向け、人材確保は喫緊の課題となっています。

図 必要となる介護職員数の推計



※厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数（都道府県別）」を令和2年3月末時点の人口で按分し推計。

Ⅲ 各種調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題

本市では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組や介護保険サービスを支える介護人材の実態等を把握するため、令和元年度に高齢者実態意向調査等を実施しました。

その調査から見えてきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

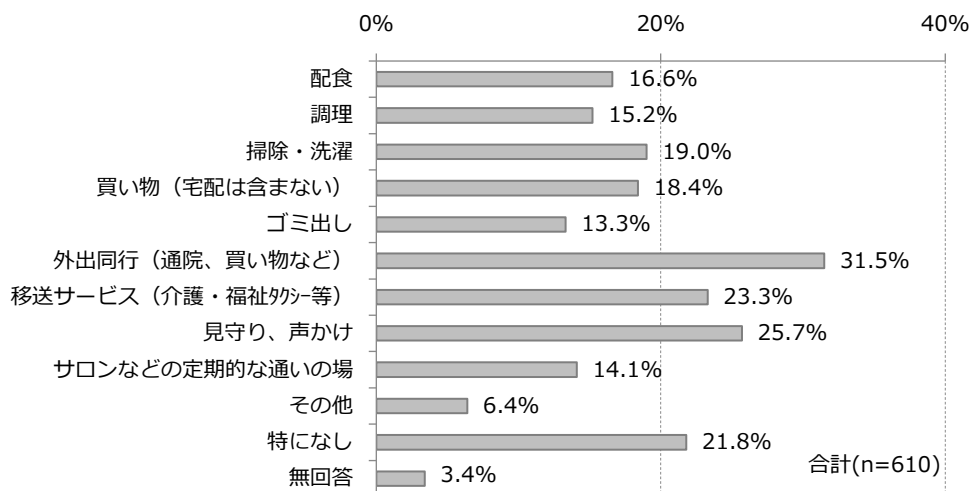
図 調査の概要

調査名	高齢者実態意向調査	在宅介護実態調査	介護人材実態調査
調査目的	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用する。	介護離職をなくすために必要なサービスは何かという観点を盛り込み、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方の把握方法等を検討する。	介護事業所の雇用実態などを把握し、介護人材の確保・定着に向けた支援策を検討する。
調査対象者	令和2年1月1日時点で市内に住所を有し、要介護認定を受けていない65歳以上の市民及び要支援1・2の認定を受けている又は介護予防日常生活支援総合事業の事業対象者となっている65歳以上の市民	医療機関への入院者又は介護保険施設※への入所・入居者を除く在宅の要支援・要介護認定者で、更新又は区分変更の申請をしている被保険者	令和元年10月1日時点で市内に所在する、介護保険サービスを提供する施設・事業所（福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く）
調査期間	令和2年1月8日～令和2年1月23日	令和元年10月7日～令和元年12月27日	令和元年12月6日～令和元年12月27日
調査方法	郵送配布・郵送回収	認定調査員による聞き取り	郵送配布・郵送回収
配布数	8,562 件	610 件	840 件
有効回答数	5,822 件	610 件	677 件
有効回答率	68.0%	100%	80.6%

※ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設（指定を受けている有料老人ホーム）、グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム。ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等の入居者は在宅として、調査対象となる。

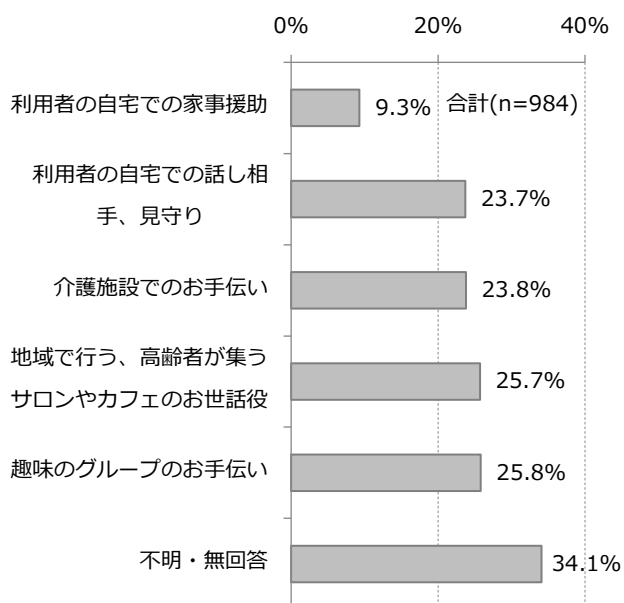
1 地域での支え合い～介護ボランティア（在宅介護実態調査・高齢者実態意向調査）

（1）在宅生活の継続のために必要と感じる支援・サービス（在宅介護実態調査より）

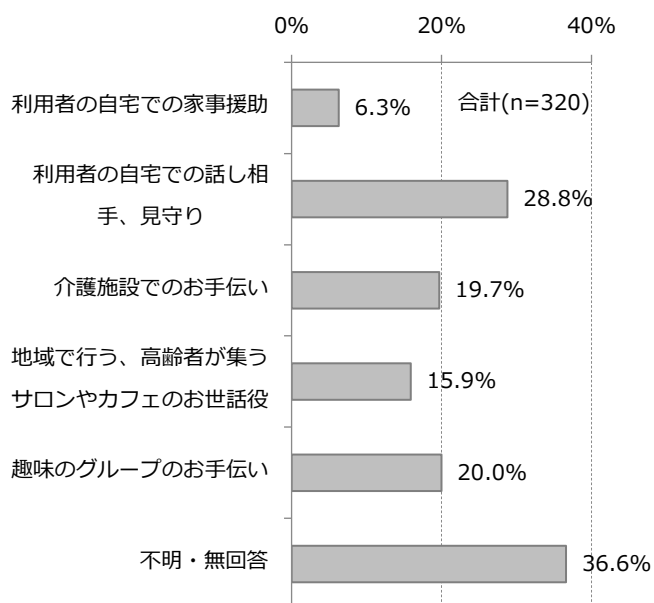


（2）ボランティアとしてどのような活動をしたいか（高齢者実態意向調査より）

① 一般高齢者



② 要支援者

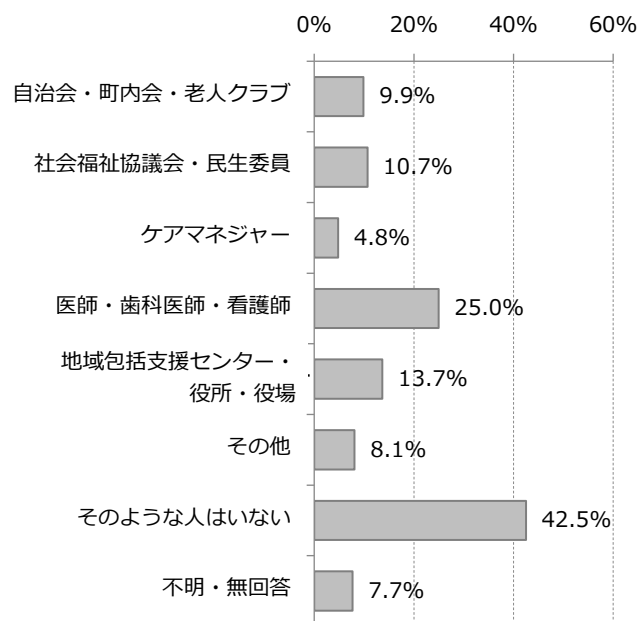


- 「見守り」「話し相手」「サロンなどの定期的な通いの場」の項目に注目しました。在宅介護実態調査によると、「見守り、声掛け」は、「外出同行」に次いで多く、「サロンなどの定期的な通いの場」が「配食」「調理」と同程度に必要とされています。
- 一方、高齢者実態意向調査によると、実際にボランティアとして活動している人の割合は高いものの、これらの活動を「したい」という回答の割合が高く、「したい活動」と「必要な支援」が重なっていることが見てとれます。
- 本人にとっての介護予防と支え合いの地域づくりのために、「したい活動」と「必要と感じる支援」をつなげる、後押しすることが必要です。

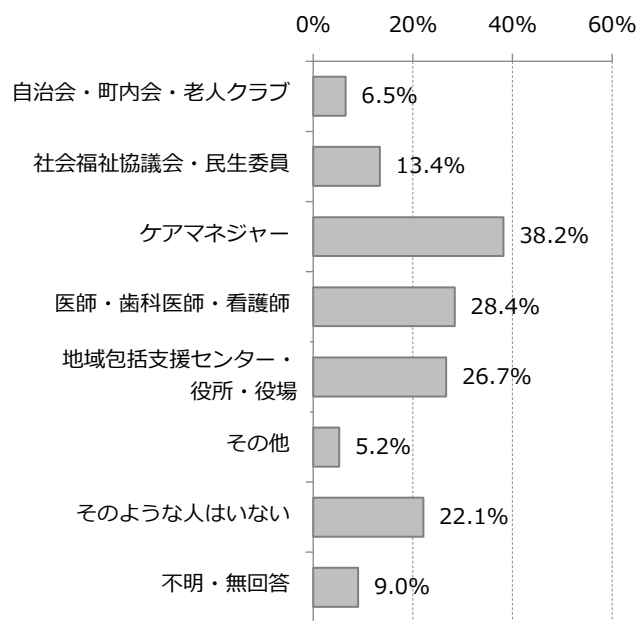
2 困りごと～相談窓口（高齢者実態意向調査）

(1) 高齢者本人が相談する相手（家族や友人・知人以外）

① 一般高齢者



② 要支援者

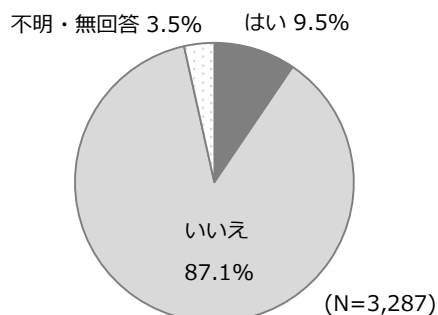


- 上記のように、要支援者においては、家族や友人・知人以外で相談する相手として、ケアマネジャー、医師等であるとの回答が多くありました。
- ただし、一つの相談先だけでは困りごとの根っこを見極めることが難しい場合もあります。ここに挙がっている相談先がそれぞれの専門性を発揮し、連携して必要な支援につなげるためには、ケアマネジャーのケアマネジメント力や、介護・医療の連携によるチームケアも重要です。
- 一方で、一般高齢者には「そのような人はいない」という回答が4割以上あったことも気になります。困りごとがあったときに孤立しない地域づくりも必要です。

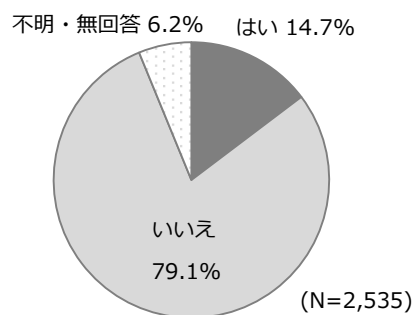
3 認知症（高齢者実態意向調査、在宅介護実態調査）

(1) 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

① 一般高齢者

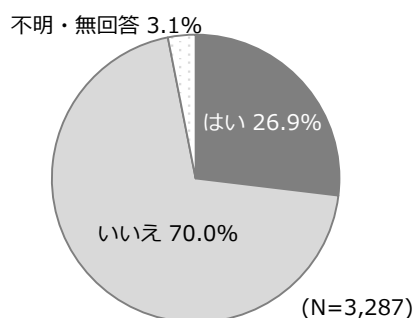


② 要支援者

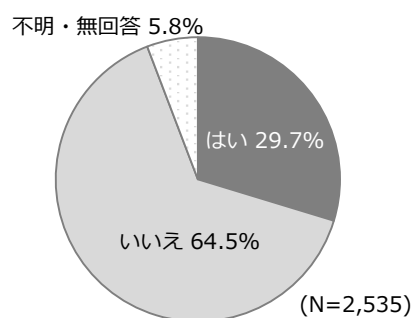


(2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか

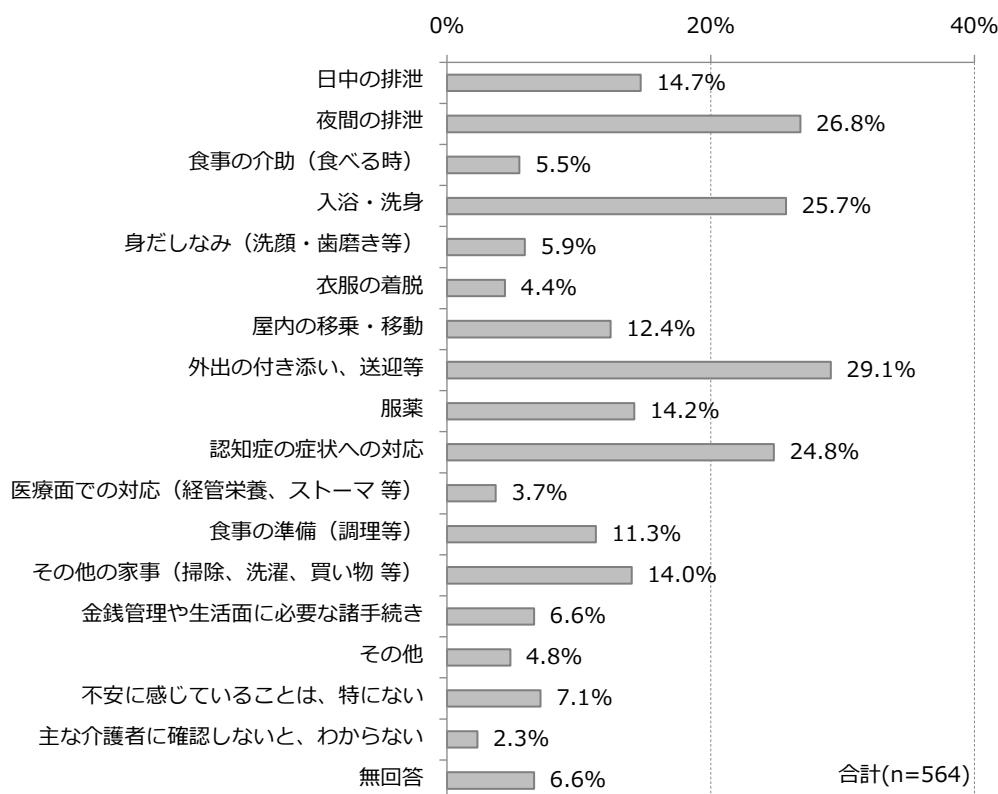
① 一般高齢者



② 要支援者



(3) 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

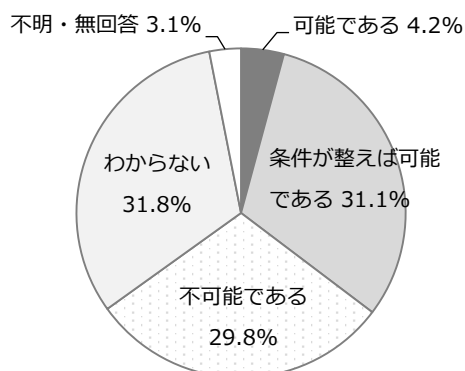


- 在宅生活を続けるにあたり、不安に感じている介護としては、「夜間の排泄」に不安が大きい傾向がありますが、それに次いで、「認知症の症状への対応」についての不安も大きいことが見て取れます。また、本人又は家族に認知症の症状があるという回答が一般高齢者で 9.5%、要支援者で 14.7%となっています。
- 一方で、認知症に関する相談窓口について「知らない」との回答も 6 割以上もあります。
- 認知症に対する不安や心配が大きいものの、どこに相談すれば良いのか正しく理解されていない状況がうかがえます。
- 認知症は誰もがなりうるものです。認知症に関する正しい知識の習得や理解の促進、認知症の人やその家族への支援が必要です。

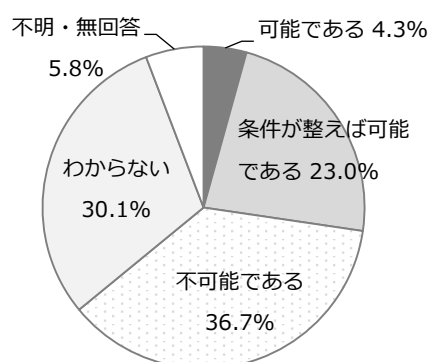
4 住まい～自宅で暮らし続ける（高齢者実態意向調査）

（1）介護が必要な状態となった場合も、自宅で生活できますか

① 一般高齢者

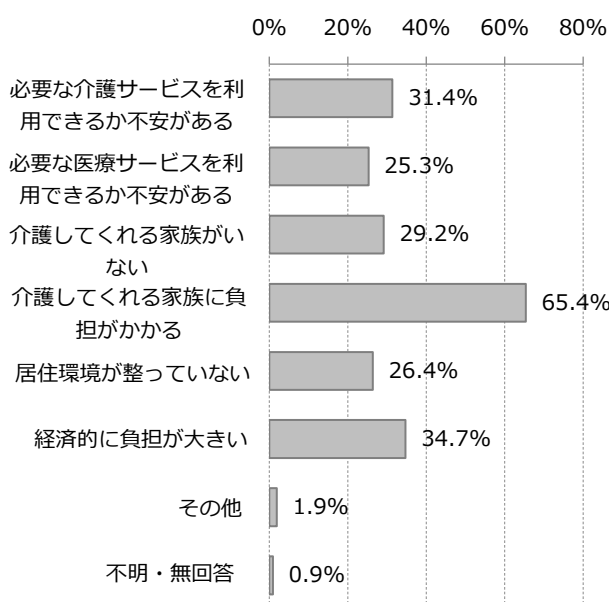


② 要支援者

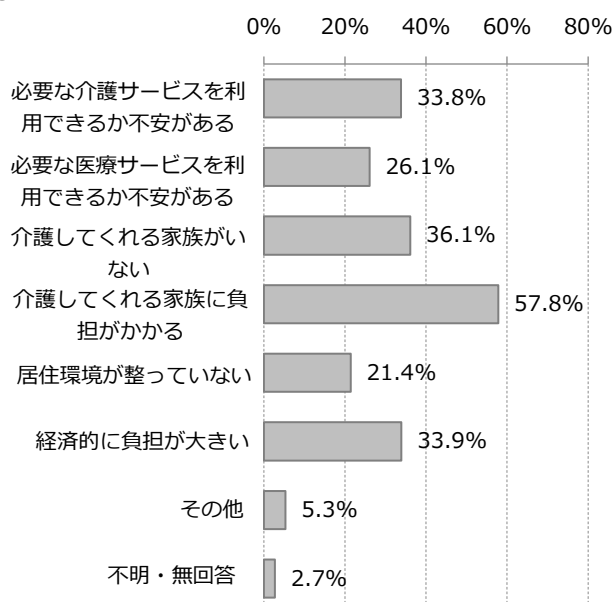


（2）自宅での生活が不可能だと思う理由

① 一般高齢者



② 要支援者

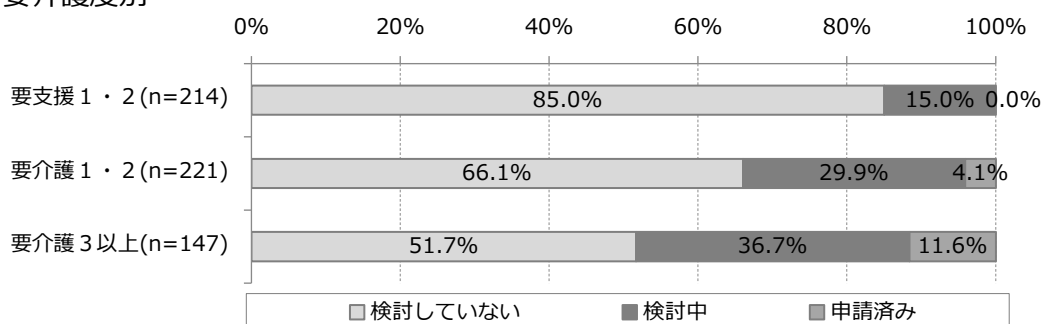


- 一般高齢者・要支援者ともに、自ら介護が必要となった場合、自宅での生活は不可能であると考えている割合は3割程度となっています。逆に、「不可能である」と言い切っていない人が6割程度であることから、条件が整えば「自宅で暮らしたい」ということの表れとも考えられます。
- 自宅での生活が難しいと考える理由を見ると「介護してくれる家族に負担がかかる」が最多で、「必要なサービスを利用できるか不安がある」「必要な医療サービスを利用できるか不安である」が続いています。必要な介護・医療サービスを利用することで、家族の負担を減らすことができれば、自宅で暮らし続けることができると考えるとこれらの根は同じとも言えます。
- 自宅で暮らし続けるために、サービス利用への不安を解消する取組が必要です。

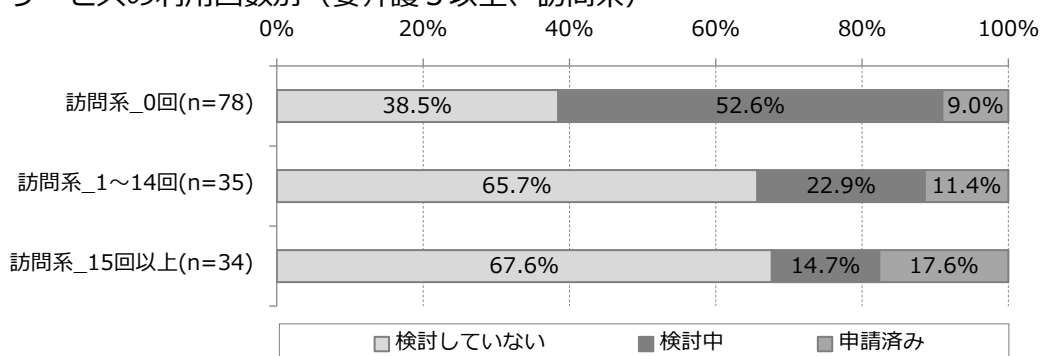
5 住まい～施設に入所するという選択（在宅介護実態調査）

(1) 施設入所を検討していますか？

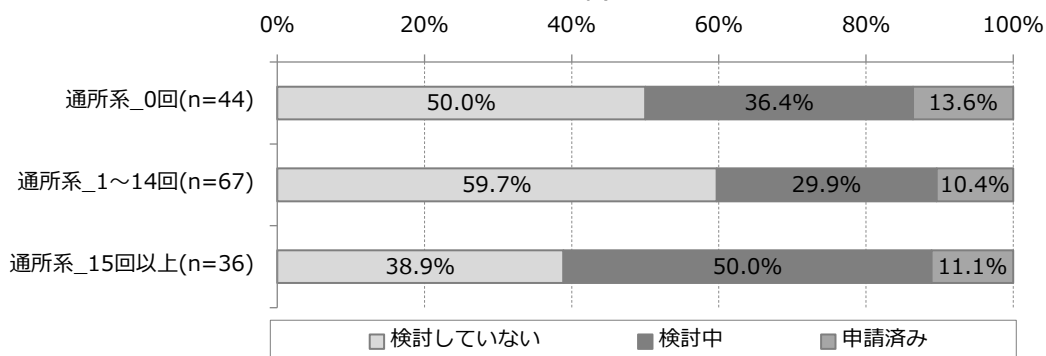
① 要介護度別



② サービスの利用回数別（要介護 3 以上、訪問系）



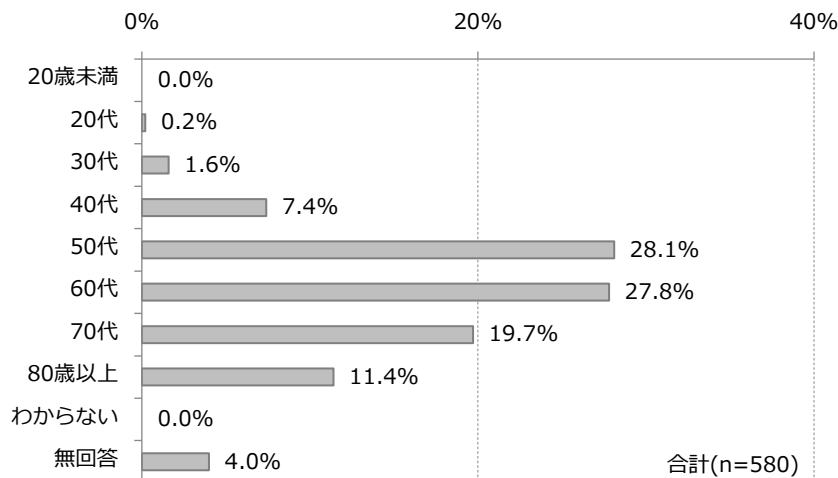
③ サービスの利用回数別（要介護 3 以上、通所系）



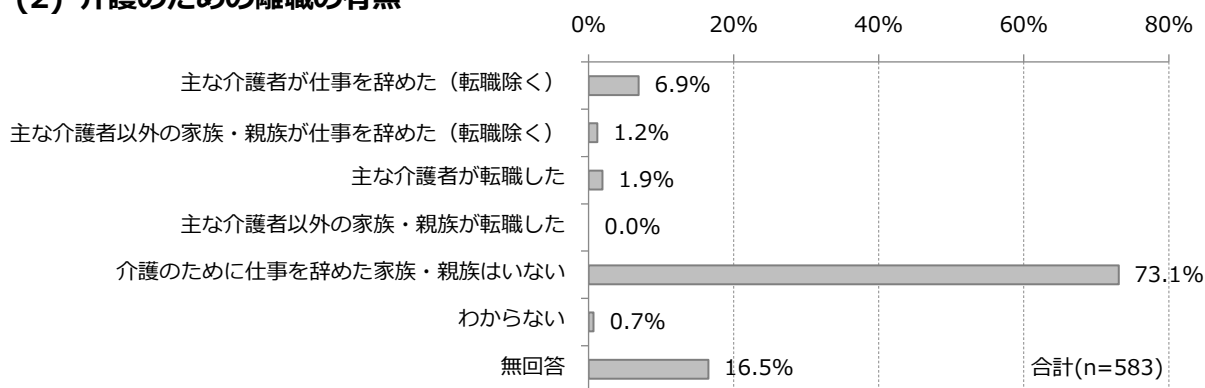
- 要介護度別の施設入所検討状況では、要介護度が重くなるにつれ「検討中・申請済み」の割合が高くなっています。要介護 1・2 の方では 3 割以上、要介護 3 以上の方では 5 割近い方が施設入所を視野に入れていることが分かります。
- サービスの利用回数では、訪問系サービスの利用回数の増加により、検討状況における「検討中・申請済み」の割合が減少する傾向が見られました。一方、通所系サービスでは、15 回／月を超える場合、検討状況における「検討中・申請済み」の割合が増加する傾向が見られます。
- 通所系のようなレスパイト機能を持つサービスの利用は、介護者の負担を軽減するなどの効果は期待されるものの、サービスの利用が増えているケースでは、在宅生活の継続が難しくなっていることから、一定量の施設整備を計画的に進めることが必要であると考えます。

6 介護者の状況（在宅介護実態調査）

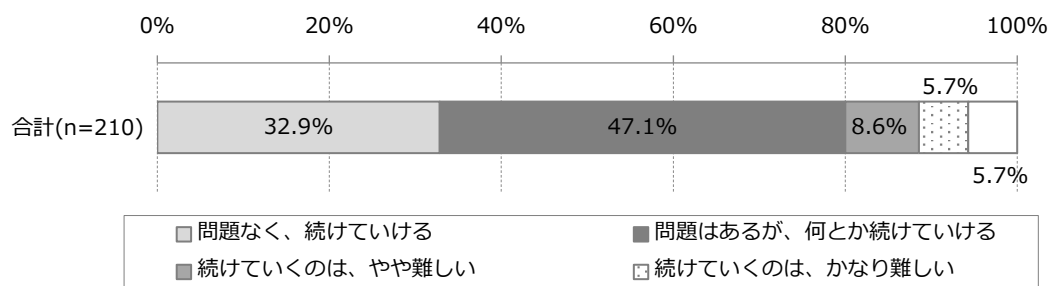
(1) 主な介護者の年齢



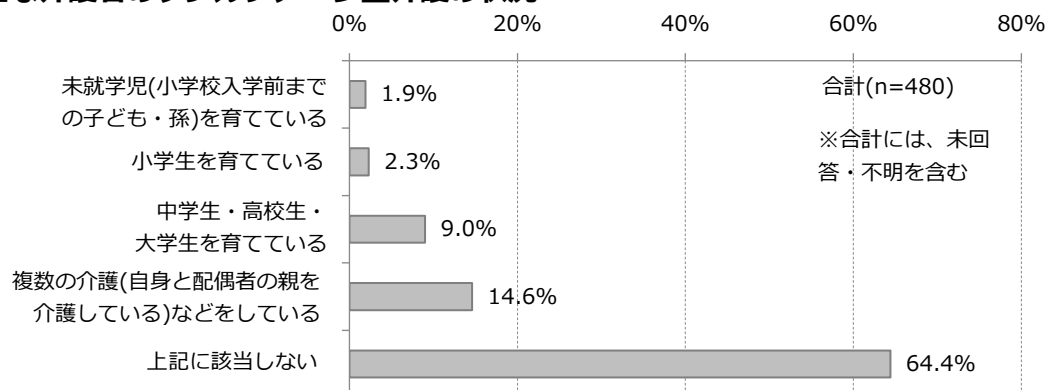
(2) 介護のための離職の有無



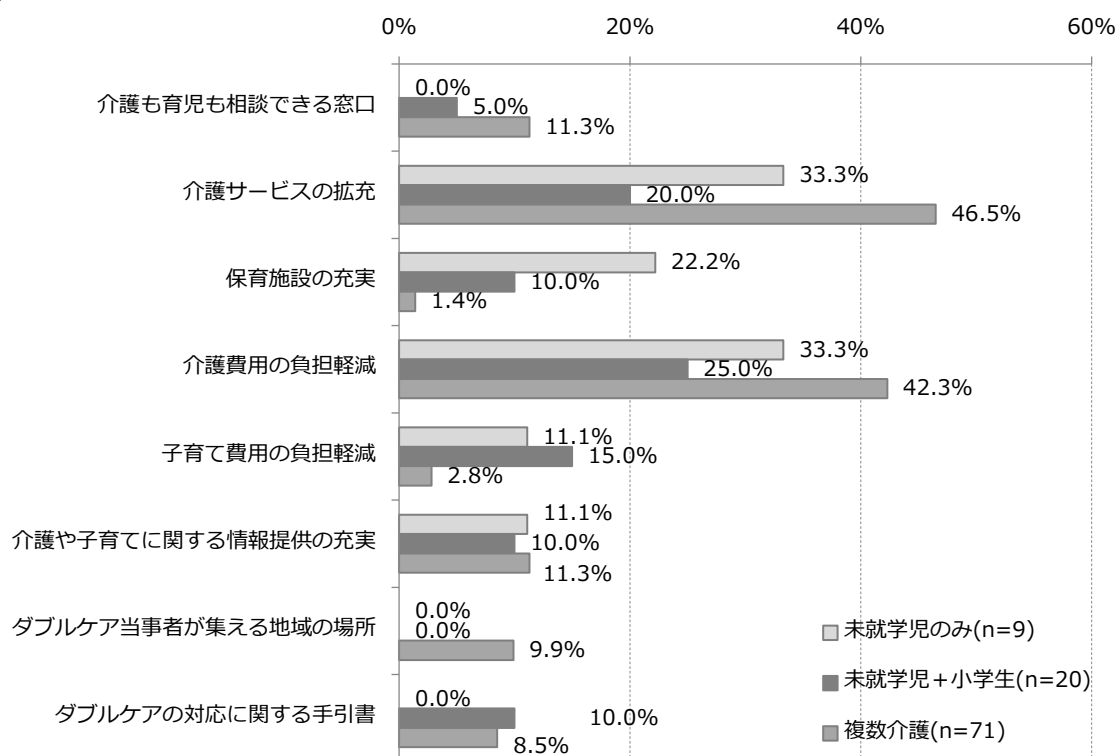
(3) 主な介護者の就労継続見込み



(4) 主な介護者のダブルケア・多重介護の状況



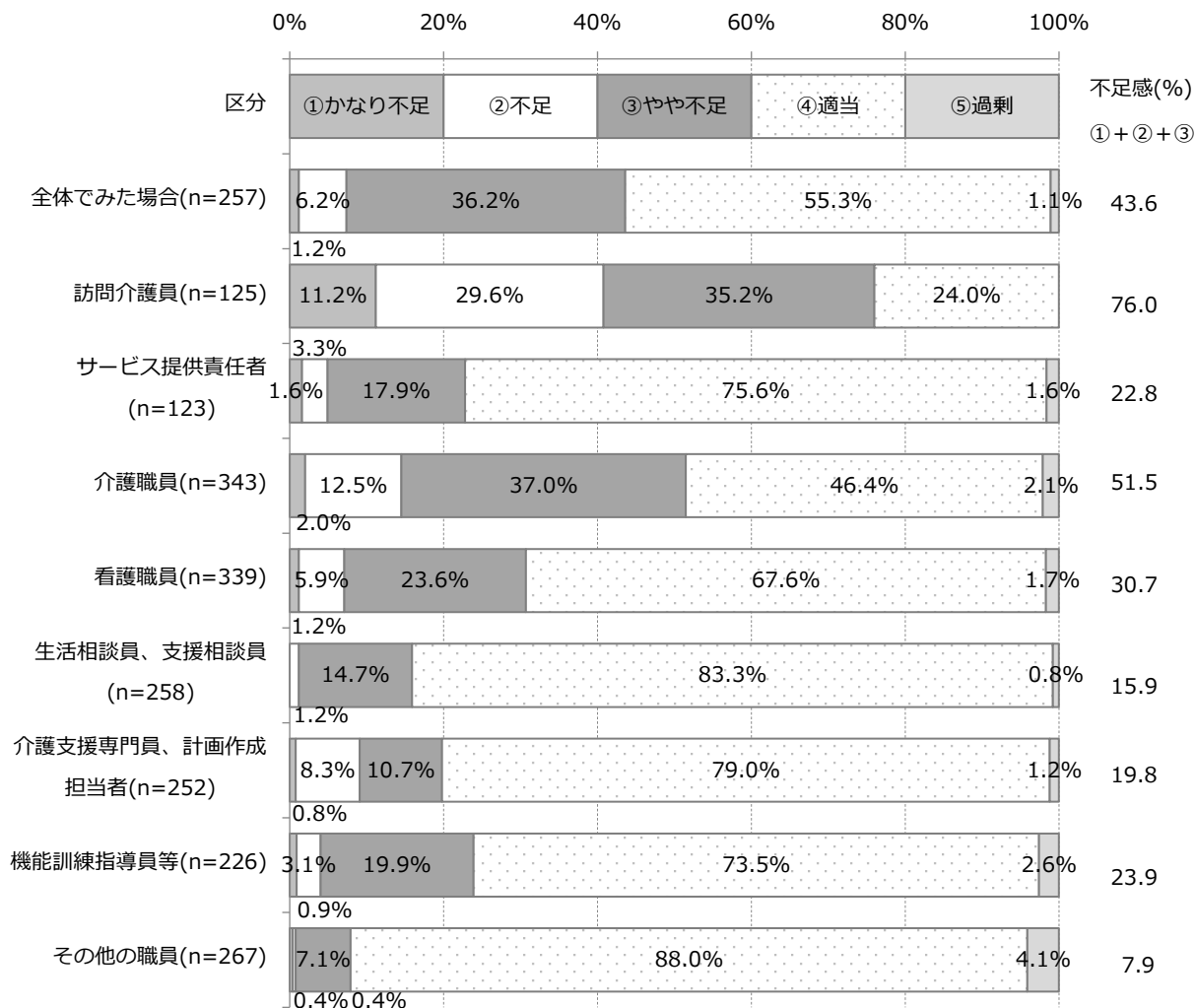
(5) 主な介護者が求めるダブルケア・多重介護の支援策



- 主な介護者の就労では、6割以上の方が継続のために何かしらの問題を抱えているようでした。一定量の施設整備を計画的に進めることも、就労継続が困難となっている介護者の割合を減らすためには必要であると考えられます。
- 家族介護者など介護者への支援は、在宅生活を継続する上で大変重要な課題です。その中で、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」、複数人の介護を行う「多重介護」の実態を見ると、介護者が求めるダブルケア・多重介護の支援策は、子育て支援の施策よりも介護に関する施策を求める方が高い結果となりました。これからも、介護者の心身の負担や孤立感等を軽減させるための取組を推進していく必要があります。
- 今回の在宅介護実態調査では、介護者の回答の中にヤングケアラー（家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども）の該当者はいませんでした。しかし、本調査が標本調査であること、ケアの内容には、高齢者の介護に限らず、病気や障害のある家族の介助、日本語が第一言語ではない親の通訳など多様なケースがあることから、ヤングケアラーは潜在的に存在していることが考えられます。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、ヤングケアラー自身の育ちや教育に影響を及ぼすことが考えられ、このような子どもや家庭に適切な支援を行っていく必要があります。

7 介護人材の状況（介護人材実態調査）

（1）介護人材の過不足状況



（2）1年間の採用率・離職率（全国平均・全産業との比較）

① 全国平均との比較

(%)

	採用率		離職率	
	本市	全国※ ¹	本市	全国
全職種※ ²	18.7	—	14.2	—
正規職員	13.0	—	11.0	—
非正規職員	25.6	—	18.1	—
2職種計※ ³	24.1	18.7	18.6	15.4
正規職員	18.7	17.0	16.8	14.6
非正規職員	28.1	20.6	19.9	16.2

※¹ 全国値は平成 30 年度全国介護労働実態調査結果

※² 全職種は介護サービス事業所に勤務する職員全て

※³ 2職種計は訪問介護員と介護職員の合計

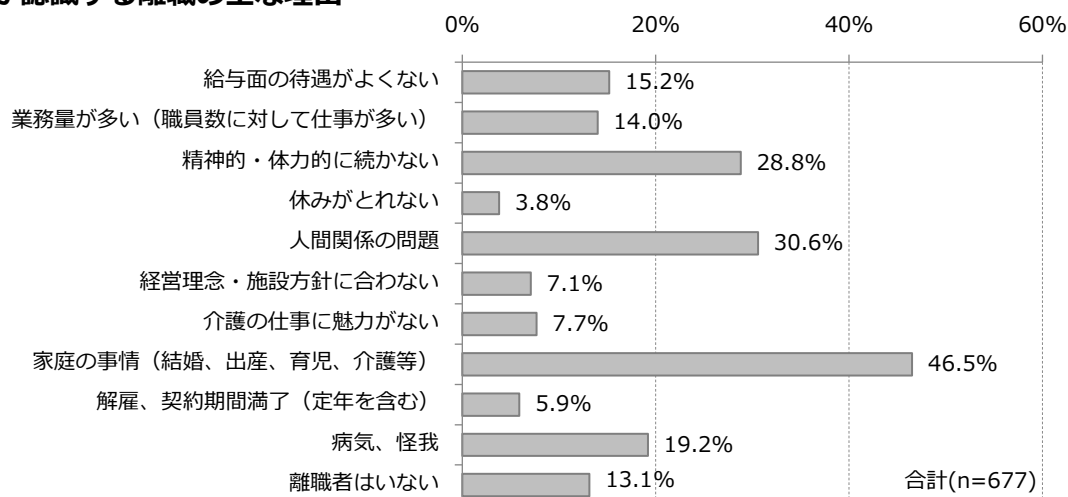
② 全産業や主な産業との比較

(%)

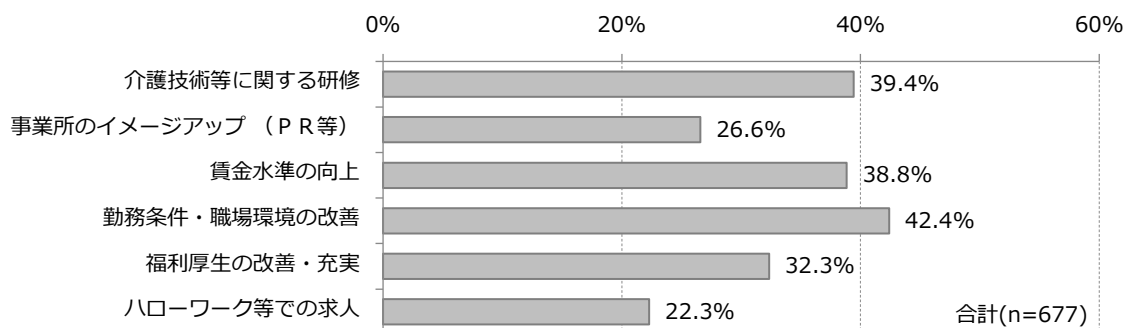
	入職率	離職率
常用労働者(産業計)	15.4	14.6
一般労働者	11.6	11.3
パート・アルバイト労働者	26.1	23.6
主な産業(常用労働者)		
宿泊業、飲食サービス業	29.3	26.9
生活関連サービス業、娯楽業	28.1	23.9
医療、福祉	16.2	15.5

※厚生労働省：平成 30 年雇用動向調査結果

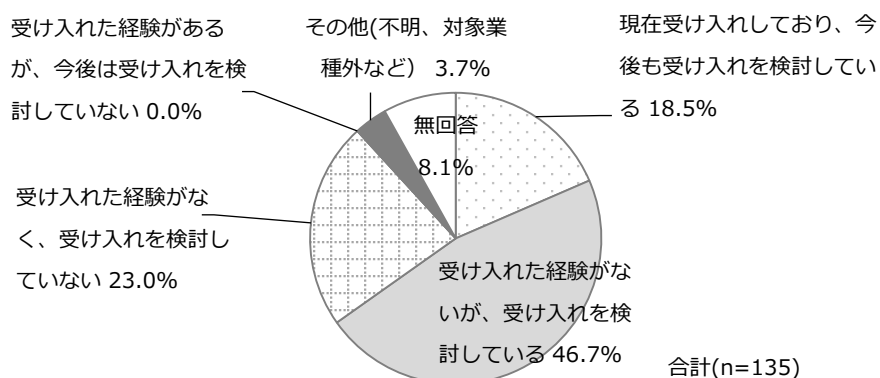
(3) 事業所が認識する離職の主な理由



(4) 今後、介護人材確保をするための取り組みたいこと（上位5つ）



(5) 外国人介護職員の受け入れ状況（施設系(入所型)・居住系サービスのみ）



- 介護保険サービス事業所ごとに職員の過不足の状況を調査したところ、約7割の事業所で訪問介護員が不足、また、約5割の事業所で介護職員が不足していると回答するなど、介護の現場における厳しい雇用状況がうかがえます。
- 高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくため、介護サービスを支える人材の確保や定着に向けた取組を推進していく必要があります。
- 加えて、介護職員の資質等向上のため、介護サービス事業者等への情報提供や研修会の取組を推進していく必要もあります。

Ⅳ 基本理念

1 基本理念

本計画では、姫路市の高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ちながら健康でいつまでも暮らし続けることができるとともに、心身の状況や環境等に応じて適切な介護サービスを受けることができるよう、「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを感じながら健やかに暮らせる^{まち}姫路の実現」を基本理念として定めます。

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを感じながら
健やかに暮らせる^{まち}姫路の実現

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

生きがいを感じながら暮らすための支援の充実

人生100年時代、介護予防に努め、いつまでも自分らしく、いきいきと暮らすことが大切です。そのために、身近な地域活動への参加を増やし、継続する事が必要となります。その生活スタイルを周知するとともに、地域活動の場へ通い続けることができる環境づくり、地域で役割をもって暮らすための地域づくりに取り組みます。

基本目標 2

困りごとを地域全体で受け止める体制の構築

日常生活圏域単位で市民に身近な場所に地域包括支援センターの配置を継続します。そして、地域の高齢者、その介護者の生活スタイルに対応できる相談体制の強化を行います。困りごとを抱える高齢者やその家族への支援を行う中で、地域共生社会の実現に向けて、他機関との連携を進めていきます。

基本目標 3

地域で暮らし続けるための支援の充実

虚弱・軽度から中度要介護者の重度化防止、自立支援のために、地域活動への参加など多様なサービスの活用とリハビリテーション提供体制の充実を図ります。また、医療介護連携の推進により、多職種によるサービス提供を進め、在宅での療養の継続を目指します。

基本目標 4

認知症とともに暮らす地域の実現

認知症は誰もがなりうるものであり、認知症になっても、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる共生社会を目指します。また、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防（認知症になるのを遅らせる。認知症になっても進行を緩やかにする。）に関する取組を推進します。

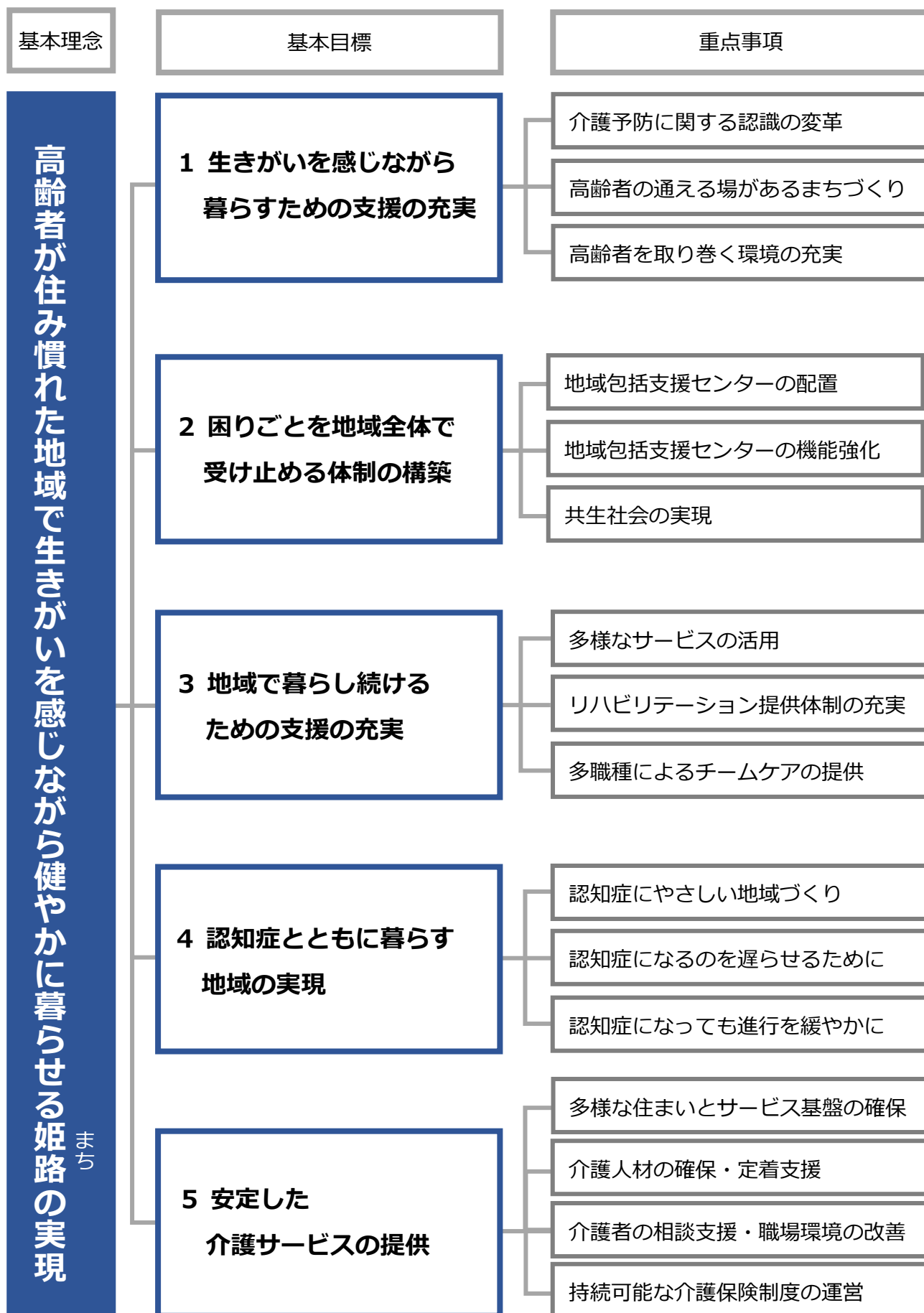
基本目標 5

安定した介護サービスの提供

本市の高齢者人口は増え続けており、今後も介護保険サービスの利用者の増加と介護サービス費用の増大が見込まれます。利用者が円滑に介護サービス利用するため、また、家族等の介護を理由とした介護者の離職を防止、いわゆる「介護離職ゼロ」を実現するために、必要な介護サービス(住まいと基盤・人材)の確保と介護者の相談支援・職場環境の改善に取り組む必要があります。

これからも安定した介護サービスを提供するため、介護保険制度を適正に運営し、制度の持続可能性を高めていきます。

3 施策体系



基本目標 5 安定した介護サービスの提供

1 多様な住まいとサービス基盤の確保

(1) 高齢者向け施設・住宅等の提供

取組の方向性(課題)

- 高齢者の多様化するニーズや身体状況に合った高齢者向け施設・住宅等の提供に努めるとともに、住まいに関する情報提供・相談体制を整備し、必要な支援を行います。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、住宅部局と福祉部局の連携の下、関係法令に基づく登録を促進するとともに、入居者が安心してくらすことができるよう、的確な指導監督に努めます。

実施事業等

① 養護老人ホーム

- 家庭環境や経済上の理由により家庭で生活することが困難な 65 歳以上の人を対象とし、入所判定委員会の審査により入所が決定されます。施設において、それぞれの入所者が有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、また、入所者の意思や人格が尊重されるよう、適正な運営を図るための支援等を行います。

施設名	定員
ふれあいの郷	150 人
白鷺園	50 人
夢前和楽園	50 人

(令和 2 年 6 月末時点)

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

- 家庭で生活することが難しい 60 歳以上の人々が、施設との契約に基づき入所する施設です。各施設において、生活相談や緊急時の対応、給食・入浴のサービスが適切に提供され、入所者が安心して生き生きと明るく生活ができるよう、適正な運営を図るための支援等を行います。
- 入所者の所得に応じて、低額な料金で利用できるよう、施設へ支払う事務費の一部を減免します。

施設名	定員
あさなぎ	50 人
志深の苑	15 人
ネバーランド	24 人
サンライフ御立	36 人
キャッシル真和	15 人

むれさき苑	15 人
青山苑	100 人
香照苑	15 人

(令和 2 年 6 月末時点)

③ 生活支援ハウス

- 独立して生活することに不安のある 60 歳以上の人に対して、介護支援機能や居住機能、交流機能を総合的に提供する施設です。入所判定委員会の審査により決定されます。入所者が安心して健康で明るい生活を送り、福祉の増進が図られるよう定期的に指導します。

施設名	定員
いえしまホーム	5 人
あじさいホーム	10 人

(令和 2 年 6 月末時点)

④ 有料老人ホーム

- 施設との契約に基づき、食事の提供や健康管理等のサービスを受けながら生活する施設です。各施設において、サービス水準が確保されるよう指導を行います。

・有料老人ホーム 40 か所 1,593 人

(内、指定特定施設 9 か所 833 床) (令和 2 年 6 月末時点)

⑤ サービス付き高齢者向け住宅

- 高齢者が日常生活を営むために必要な安否確認サービスや生活相談サービス等の福祉サービスを提供する、高齢者向けの賃貸住宅です。登録事業者に対して、制度や登録、更新、変更手続きの周知を図るとともに、登録住宅の適正な運営確保のために定期報告書の提出や立入検査を通して指導を行います。

・サービス付き高齢者向け住宅登録件数 47 か所 1,739 戸

(内、指定特定施設 2 か所 100 床) (令和 2 年 6 月末時点)

基盤整備の方向性(課題)

- 施設サービスについては、入所待機者の解消・今後の高齢者人口の伸び率等を考慮し、必要な介護保険施設等を計画的に整備します。
- 特別養護老人ホームについては新規整備のみではなく、既存施設の増床や既存ショートステイからの転換等、多様な募集を行うことで、法人の実情に応じた整備が実施できるように努めます。
- 介護が必要になっても、住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けながら、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域密着型サービス事業所等を計画的に整備します。

取組目標

(床)

目標指標	令和 2 年度末 時点	第 8 期中 整備数	令和 5 年度末 時点	第 9 期中 整備数	令和 8 年度末 時点
① 特別養護老人ホーム (医療・介護ゾーン)	2,568	180	2,838	200	3,038
		90 (※)		—	
② 介護老人保健施設	968	0	968	0	968
③ 介護療養型医療施設	32	△32	0	0	0
④ 介護医療院	210	32	242	0	242

※〔南西部地域の医療・介護ゾーンについて〕に後述

① 特別養護老人ホーム

- 寝たきり等重度の要介護者に対し、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行う特別養護老人ホームの整備については、2040 年までの中長期的な視野に立ち、高齢者人口の伸び率を勘案したうえで、入所待機者の解消に向けて計画的な整備に努めます。
- 令和 2 年 2 月 1 日時点の待機者のうち真に入所が必要な待機者数（緊急度が高い在宅の方）から、第 7 期末までに整備を行う床数を除いた 253 人分と、兵庫県地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携に伴い、療養病床からの退院等により生じる新たなサービス必要量の受け皿として 213 人分、計 466 人分を第 8・9 期で整備します。
- 特別養護老人ホームに入所する際の指針として、兵庫県が作成した「介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル」を利用していますが、ダブルケア等の人や介護離職の抑制を目指すため「在宅での介護の状況による評価項目」の見直しを検討します。

② 介護老人保健施設

- 要介護者に対し、在宅復帰を念頭に、看護・医学的管理下で介護や機能訓練、日常生活上の世話を行う介護老人保健施設については、入所待機者が比較的少ないため、従前どおり新設は行いません。

③ 介護療養型医療施設

- 平成 29 年度末で廃止することとされていましたが、平成 30 年度に新たな介護保険施設「介護医療院」が創設され、転換等の準備期間として令和 5 年度末までの経過措置期間が設けられたため、期間中の転換を促します。

④ 介護医療院

- 「介護療養型医療施設」は令和 5 年度末に廃止することとされているため、その転換分を見込みますが、新設は行いません。また医療療養病床からの転換については総量規制の対象外のため、法人の意向を確認しつつ、進めていきます。

(床)

目標指標	令和 2 年度末 時点	第 8 期中 整備数			令和 5 年度末 時点	第 9 期中 整備数	令和 8 年度末 時点
		R3	R4	R5			
⑤ 認知症高齢者 グループホーム	636	18	18	18	690	36	726
⑥ 指定特定施設	933	0			1,013	0	1,013
(医療・介護ゾーン)		80 (※)					

※〔南西部地域の医療・介護ゾーンについて〕に後述

⑤ 認知症高齢者グループホーム

- 居宅での介護が困難な認知症高齢者に対し、少人数の共同生活住居において、家庭的な環境の下で日常生活の支援や機能訓練を行う認知症高齢者グループホームについては、高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加が予想されるため、待機者の解消に向けて、計画的に整備を行います。
- 令和 2 年 2 月 1 日時点の待機者のうち在宅での待機者数から、第 7 期末までに整備を行う床数を除いた 82 人分を第 8・9 期で整備します。

⑥ 指定特定施設

- 待機者は比較的少ないですが、特別養護老人ホームの入所は原則要介護 3 以上に限定されていることや、介護離職ゼロに向け、要介護度が低いうちから施設入所を検討している方の受け皿として、計画的に整備を行います。
- 指定特定施設については、入居者を原則として要介護者に限定する「介護専用型」と、自立や要支援の方も入居できる「混合型」の 2 種類があります。要介護度が改善し要支援となった方や、夫婦で入居する場合に要支援である配偶者も必要な介護サービスが受けられるよう、第 7 期に引き続き「混合型」での整備を行うものとします。

⑦ 短期入所生活介護事業所

- 要支援・要介護者を短期間入所させ、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行う短期入所生活介護事業所（ショートステイ）については、過剰利用（いわゆるロングショート）等に対する指導など、利用の適正化に向けた取組を行いながら、虐待関連ケースへの対処などの需要に応じるため、必要数の確保を図ります。

- 既存ショートステイから特別養護老人ホームへの転換を認めるため、一方的な減少とならないよう、新規整備する特別養護老人ホームについてはショートステイの併設を必須要件とし、適正床数の確保に努めます。

(事業所数)

目標指標	令和 2年度末 時点	第8期中 整備数			令和5年度末 時点	第9期中 整備数	令和8年度末 時点
		R3	R4	R5			
⑧ 小規模多機能型 居宅介護事業所	21	2			23	0	23
⑧ 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	5	1	1	1	8	3	11
⑨ 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	8	2	2	2	14	6	20

⑧ 小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所

- 小規模多機能型居宅介護事業所(以下「小規模多機能」という。)は、日常生活圏域間の均衡に配慮し、第7期計画において整備できなかった「家島圏域」、事業所の廃止があった「夢前圏域」において整備します。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所については、第7期までは小規模多機能と合わせて募集を行っていましたが、「看取り機能の充実」や「在宅生活の限界点の引き上げ」という観点から、計画的に整備を行います。

⑨ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

- 在宅生活の限界点を引き上げる効果が期待される定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、日常生活圏域間の均衡に配慮しながら計画的に整備を進めていきます。
- 日中や夜間を通して訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うため、介護者が不安に感じている「夜間の排泄」等の解消にもつながります。

〔南西部地域の医療・介護ゾーンについて〕

「令和2年度主要事業の概要」では、製鉄記念広畑病院移転後の南西部地域における医療提供体制確保のため、病院跡地が「医療・介護ゾーン」として位置付けられ、周辺道路の整備や介護施設等の円滑な開設に向けた支援・協力を検討することとしています。本計画では、当該ゾーンにおいて、特別養護老人ホームや指定特定施設をはじめとする介護施設等の整備を促進するものとします。

(2) 住まいのバリアフリー化への支援

● 高齢者住宅改造費助成

廊下や階段の手すりの取り付けや段差解消のための敷居撤去などの小規模な改修を行うことで、日常生活の維持や安心した生活環境を整えることができるよう助成します。介護保険における要介護・要支援者がいる世帯には介護保険給付に上乗せする、身体状況に配慮したバリアフリー改修等に対する助成(特別型)を、60 歳以上の高齢者がいる世帯には、将来に対する予防措置としてのバリアフリー改修や増築等に対する助成(一般型)を、21 戸以上の分譲共同住宅(マンション)には共用部分のバリアフリー改修等に対する助成(共用型)を行います。

2 介護人材の確保・定着支援

取組の方向性(課題)

- 必要な介護サービスの提供を確保するには、介護職員だけでなく介護分野で働く専門職を含め、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着等が必要不可欠です。
- 厚生労働省「職業安定業務統計」によると、介護関係職種の有効求人倍率は、4.3 前後と依然として高い水準にあり、全職業の 1.4 前後より高い水準で推移しています。一方、本市が実施した介護人材実態調査の結果から、職員の離職する主な理由に「家庭の事情」や「人間関係の問題」等があることが分かりました。
- そこで、本市では「(1) 多様な人材の確保」「(2) 人材の育成・資質の向上」「(3) 離職防止と定着支援」「(4)文書負担の軽減・業務の効率化」の観点から、国や県等と連携しながら複合的な介護人材確保施策を展開します。

取組目標

目標指標	現状値		目標値		
	R 元	R2	R3	R4	R5
① 介護職員の合計人数	8,904 人	調査予定	9,570 人	9,830 人	10,090 人
② 1 年間の採用率(全職種)	18.7%	調査予定	増加	増加	増加
③ 1 年間の離職率(全職種)	14.2%	調査予定	減少	減少	減少

※介護職員は、訪問介護員及び介護職員の合計(調査結果を回答率で補正)

※電子アンケートで簡易版調査を実施(毎年 10 月 1 日時点の状況を報告)するほか、3 年に 1 度(計画策定年の前年)、詳細な調査を実施予定

※全職種とは、介護事業所に勤務する全ての職員を指す

実施事業等

(1) 多様な人材の確保

高校生以下の若手人材や市外人材など、多様な人材確保に向けた取組を支援します。

● インターンシップ支援事業

教育現場・介護事業所と連携しながら、主に高校生を中心にインターンシップを実施することで、介護の仕事の理解を深め、イメージアップにつなげます。

● 介護職員 U J I ターン支援事業

市内転入と同時に、市内の介護事業所へ正規職かつ常勤職員として就職した介護職員に対し、転入に伴う初期費用を助成することで介護職員確保を図ります。

● 介護支援ボランティア事業

生きがいや介護予防等を目的に、高齢者が高齢者宅のごみ出しや介護施設等で配膳の手伝い・話し相手等のボランティア活動をした場合にポイントを付与する介護支援ボランティア事業

(あんしんサポーター)の仕組みを担い手確保・業務改善に生かします。

●ひょうごケア・アシスタントの周知(兵庫県連携)

地域の元気高齢者や子育てが一段落した人等を対象に、介護業務への関心や魅力を感じられるよう、配膳や清掃など介護の周辺業務体験を行う「ひょうごケア・アシスタント」(兵庫県主体)を県と連携しながら積極的に周知し、介護の担い手を増やすとともに、介護職員に対する業務負担の軽減やケアの質の向上、職場環境の改善を目指します。

●外国人介護人材関連事業の周知(国・兵庫県連携)

介護保険施設・事業者に対し、外国人雇用に関する制度、及び受入れに当たっての工夫や課題について、国や県等からの情報提供や事例紹介等を積極的に行います。

(2) 人材の育成・資質の向上

資格取得に向けた費用の助成や研修会・交流会を開催し、キャリアパスを構築します。

●介護職員初任者研修受講費用補助事業

介護職員として働く上で必要となる基本的な知識と技術を修得し、キャリアパスにつなげるため、介護職員初任者研修を修了し、一定期間以上介護保険事業所に就労した人に対し、研修受講費用の一部を補助します。

●介護職員交流育成プログラム(研修会・交流会)の実施

若手職員(経験年数がおおむね3年未満の職員)や中間管理職等(施設長等)を対象に研修会・交流会を開催することで、資質の向上だけでなく施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築し、若手介護人材の離職防止と職場への定着を図ります。

●社会福祉施設等新任職員研修の実施

老人福祉施設等に勤務する主に経験2年未満の介護に従事する職員に対し、職員としての心構えやマナー等についての研修を実施するとともに、意見交換等の交流の機会を設け、新任職員の不安感の解消や情報共有の促進を図ります。

●社会福祉施設等直接処遇職員向け研修の実施

老人福祉施設等に勤務する直接処遇職員(介護に従事する職員)に対し、利用者の処遇や介護技術のさらなる向上のための研修を実施し、将来の施設の中核を担う職員の育成に取り組むとともに、意見交換等の交流の機会を設け、先進事例等の情報共有の促進を図ります。

(3) 離職防止と定着支援

訪問看護師・介護員等に対する暴力・ハラスメント対策を実施するほか、介護職員のための相談支援体制を確立します。また、家庭の事情(結婚、出産、育児、介護等)で離職している職員が多いことから、仕事と育児・介護等の両立につなげるため、中間管理職等に対する研修も実施します。

- **訪問看護師・介護員離職防止等対策事業（兵庫県と共同実施）**

訪問看護師・介護員が利用者やその家族等からの暴力行為等により安全確保に配慮しながら利用者宅を訪問する必要がある場合、兵庫県と連携してその費用の一部を補助します。

- **ハラスメント防止の啓発ちらし等の作成**

利用者や家族等に対し、介護事業所や職員へのハラスメント防止の意義を啓発するため、施設・事業所等が利用できるちらしを作成するほか、市民へ配布するパンフレットへ掲載します。

- **介護人材ナビゲーターの配置**

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験のある介護福祉士等が相談支援を行います。

- **介護職員交流育成プログラム（研修会・交流会）の実施〔P.30 再掲〕**

- **介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、育児・介護休業制度等））の理解促進**

管理者・介護職員に対する労働関係法規、休暇・退職制度や各種助成制度の理解による雇用管理改善の取組促進のため、管理者向けの説明会等の実施を検討します。

- **市政出前講座**

市政出前講座等を活用し、幅広い年齢層の市民に対して、介護の仕事の大切さについての理解と認識を深め、介護に関する仕事の意義の啓発に努めます。

- **介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル(兵庫県作成)の見直し〔P.25 再掲〕**

- **介護啓発冊子「未来の介護」の周知**

仕事と介護を両立する制度等を紹介した介護啓発冊子「未来の介護」を労働部局と連携しながら周知します。

(4) 文書負担の軽減・業務の効率化

- **文書負担の軽減**

「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめ（令和元年 12 月 4 日）及び「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめを踏まえた対応について（令和 2 年 3 月 6 日）に沿って、指定申請、報酬請求に関する文書の簡素化や、申請等における I C T の活用を進め、介護サービス事業者の負担の軽減に取り組みます。

- **介護認定資料閲覧申請等の電子化**

兵庫県電子申請共同運営システムを活用し、ケアプランの作成に必要な介護認定資料の閲覧等電子申請化を引き続き実施し、文書負担の軽減かつ事務処理の迅速化に取り組みます。

- **介護現場におけるロボット・I C T の活用の周知（兵庫県連携）**

兵庫県が実施する業務仕分けや介護ロボット、I C T 機器等の活用事業を積極的に周知し、施設や事業所に対し事業の活用を促します。

- 介護支援ボランティア事業〔P.29 再掲〕
- ひょうごケア・アシスタントの周知（兵庫県連携）〔P.30 再掲〕
- 業務効率化に取り組むモデル施設の育成の周知（兵庫県連携）

兵庫県が実施する介護現場の業務効率化に取り組むモデル施設育成事業と同事業の成果となる先進的な取組を市内の介護事業所に周知し、地域全体の介護事業所の業務効率化につなげます。

〔参考〕本市・兵庫県等における介護人材確保施策の位置図

姫路市	兵庫県	兵庫県福祉人材センターほか
(1) 多様な人材の確保		
●インターンシップ支援事業 ●介護職員UJIターン支援事業 ●介護支援ボランティア事業 ●ひょうごケア・アシスタントの周知（兵庫県連携） ●外国人介護人材関連事業の周知（国・兵庫県連携）	①福祉人材センターの開設 ②進路選択学生等支援事業 ③潜在介護福祉士等再就職支援事業 ④県立総合衛生学院介護福祉学科の開設 ⑤高齢者等就労支援事業 ⑥ひょうごケア・アシスタント制度 ⑦介護人材確保に向けた市町・団体支援事業 ⑧福祉・介護啓発促進事業 ⑨介護業務イメージアップ推進事業 ⑩介護業務体験学習推進事業 ⑪福祉・介護人材確保対策推進事業 ⑫社会福祉法人等における就業者の確保支援 ⑬ひょうご外国人介護実習支援センターの運営 ⑭外国人介護人材に対する介護技術研修事業 ⑮外国人技能実習生等学習支援事業 ⑯外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 ⑰外国人留学生受入支援事業 ⑱外国人留学生の定着支援 ⑲外国人介護職員コミュニケーション支援事業 ⑳外国人介護人材に対する住宅確保促進	❶求職者の相談窓口と無料職業紹介 ❷福祉・介護人材マッチング機能強化事業 ❸就職総合フェア・就職面接会の開催 ❹福祉の仕事相談窓口の開設(週 1 回)・ハローワーク巡回相談(月 1 回) ❺介護の資格届出制度 ❻福祉のしごと職場見学バスツアー ❼福祉体験学習 ❽プロモーションビデオの配信 ❾介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付金 ❿介護福祉士実務研修受講資金貸付金 ⓫介護職員等再就職準備金貸付金
(2) 人材の育成・資質の向上		
●介護職員初任者研修受講費用補助事業 ●介護職員交流育成プログラム（研修会・交流会）の実施 ●社会福祉施設等新任職員研修の実施 ●社会福祉施設等直接処遇職員向け	㉑兵庫県社会福祉研修所の運営 ㉒キャリアアップ研修事業 ㉓キャリア形成訪問指導事業 ㉔職場研修アドバイザー事業 ㉕介護キャリア段位制度の普及促進事業 ㉖介護人材確保・定着支援事業	❾介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付金〔再掲〕 ❿介護福祉士実務研修受講資金貸付金〔再掲〕

研修の実施	㉗福祉・介護職員合同入職式の開催	
(3) 離職防止と定着促進		
●訪問看護師・介護員離職防止対策事業（兵庫県と共同実施） ●ハラスメント防止の啓発ちらし等の作成 ●介護人材ナビゲーターの配置 ●介護職員交流育成プログラム（研修会・交流会）の実施〔再掲〕 ●介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、育児・介護休業制度等）の理解促進 ●市政出前講座 ●介護福祉施設・入所コーディネートマニュアルの見直し ●介護啓発冊子「未来の介護」の周知	㉘訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止対策（市と共同実施） ㉙介護保険施設等労働環境改善支援事業 ㉚民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の掛金補助 ㉛福利厚生支援充実事業	㉜訪問看護師・訪問介護員への暴力等お困り相談ひょうご(兵庫県看護協会)
(4) 文書負担の軽減・業務の効率化		
●文書負担の軽減 ●介護認定資料閲覧申請等の電子化 ●介護現場におけるロボット・ICTの活用の周知（兵庫県連携） ●介護支援ボランティア事業〔再掲〕 ●ひょうごケア・アシスタントの周知〔再掲〕（兵庫県連携） ●業務効率化に取り組むモデル施設の育成の周知（兵庫県連携）	㉞介護業務における労働業務改善・生産性向上支援事業	

※兵庫県・福祉人材センター実施事業を本市の施策体系に合わせて分類

※兵庫県・福祉人材センター実施事業は、令和２年度分を掲載。今後変更になる可能性がある。

【兵庫県の取組】

①福祉人材センターの開設

福祉人材センターで福祉職場への就労希望者と人材を求める施設・事業所のそれぞれのニーズを合わせた職業紹介を実施する。

②進路選択学生等支援事業

高校等へ出向き、福祉・介護の魅力を紹介する説明会等を実施する介護福祉士養成校へ補助する。

③潜在介護福祉士等再就職支援事業

潜在介護福祉士が復職する際に、ブランクがあることによる不安を解消するため最新の介護の知識や技術を学習する研修を実施する。

④県立総合衛生学院介護福祉学科の開設

高い専門性を備えた介護人材を養成するため、県立総合衛生学院分校(神戸市中央区)で介護福祉学科を運営する。

⑤高齢者等就労支援事業

55歳以上の高齢者等を対象にした介護職員初任者研修の資格取得支援するほか、初任者研修修了者に対し、施設等への就労斡旋を行う介護就労コーディネーターを設置する。

⑥ひょうごケア・アシスタント制度

高齢者・女性等が介護施設等に雇用され、研修期間を設け補助的業務に従事する制度を創設し、補助低業務を担うスタッフの導入促進を行う。

⑦介護人材確保に向けた市町・団体支援事業

各市町の実情に応じた介護人材確保連携事業及び関係団体が行う介護人材確保に資する事業について助成する。

⑧福祉・介護啓発促進事業

福祉・介護に携わる仕事のやりがいや魅力を伝える講演会、シンポジウム等の啓発行事を実施する。

⑨介護業務イメージアップ推進事業

学生や保護者、教員並びに未就労者の介護業界への参入を促進に資する事業や特別養護老人ホームの人材確保促進のための介護業務

のイメージアップ等に資する事業を実施する。

⑩介護業務体験学習推進事業

子ども向け施設を活用し、小学生等向けに介護業務の体験・学習機会を行う民間事業者を支援する。

⑪福祉・介護人材確保対策推進事業

各種福祉人材確保対策を総合的に推進するため、現況を把握・分析し、関係団体等と一体となった事業展開を実施する。

⑫社会福祉法人等における就業者の確保支援

社会福祉法人等への奨学金返済支援制度の導入を推進する。

⑬ひょうご外国人介護実習支援センターの運営

県社会福祉協議会が運営する外国人技能実習制度における監理団体の運営に要する経費を補助するほか、外国人技能実習生(介護)の仕事や日常生活の相談に応じる専門相談員を配置する。

⑭外国人介護人材に対する介護技術研修事業

介護現場での円滑な就労・定着を図るため、地域の中核的な受入施設において、外国人技能実習生(介護)の介護技術などの研修実施に要する費用を助成する。

⑮外国人技能実習生等学習支援事業

外国人技能実習生(介護)の実習を円滑に行うため、日本語能力評価研修や実習施設職員向け研修を実施する。

⑯外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

EPA(経済連携協定)に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設が実施する学習を支援する。

⑰外国人留学生受入支援事業

県内の日本語学校に在籍している留学生への働きかけを行う介護福祉士養成施設等へ補助する。

⑱外国人留学生の定着支援

実習生等が安心して技能実習や学習できる環境づくりを支援するため、相談員による支援や外国人留学生向けスキルアップ研修会を実施する。

⑲外国人介護職員コミュニケーション支援事業

外国人材を受け入れた施設に対し、多言語翻訳機導入費用の一部を補助する。

⑳外国人介護人材に対する住宅確保促進

新たに外国人介護人材を採用した法人が負担する住宅確保等の費用を補助する。

㉑兵庫県社会福祉研修所の運営

社会福祉事業従業者の資質向上を図るための各種研修を実施する。

㉒キャリアアップ研修事業

福祉関係団体等が実施する社会福祉施設等に従業する者のキャリアアップを支援するための研修に対して補助する。

㉓キャリア形成訪問指導事業

社会福祉施設等に無料で講師を派遣して出前講座を行う介護福祉養成校等に補助する。

㉔職場研修アドバイザー事業

社会福祉研修所に社会福祉施設等の職場研修を支援する専門員を配置し、職場研修情報を提供するほか、職場研修体制の訪問指導等を実施する。

㉕介護キャリア段位制度の普及促進事業

全国共通の評価基準で職員の実践的スキルを評価するキャリア段位制度について、事業所で職員の評価を行うアセッサーの養成講習の受講料を補助する。

㉖介護人材確保・定着支援事業

施設等に勤務する介護職員が介護福祉士等の資格を取得するための研修受講料の助成や研修等を実施する。

㉗福祉・介護職員合同入職式の開催

介護・障害等の新規入職者の合同入職式を開催し、職場への定着や人材確保を図る。

㉘訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止対策（市と共同実施）

利用者等の同意が得られない場合の2人訪問の費用補助、検討会議・研修会の開催、相談窓口の設置等を実施する。

㉙介護保険施設等労働環境改善支援事業

施設職員と入所者の身体的負担の軽減を図るため、介護ロボットを導入する施設を支援し、労働環境の改善を促進する。

㊱民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の掛金補助

民間社会福祉施設(介護保険施設を除く)に勤務する職員を対象に、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当共済事業の掛金を一部補助することで民間社会福祉施設の人材確保を支援する。

㊲福利厚生支援充実事業

県社会福祉協議会が運営する民間社会福祉事業職員互助会加入率向上のため、事業主負担、個人負担のそれぞれの掛金を補助する。

㊳介護業務における労働業務改善・生産性向上支援事業

介護ロボット・ICT機器等の導入を補助し、介護業務の効率化の取組を支援する。

〔兵庫県福祉人材センター・兵庫県看護協会の取組〕

❶ 求職者の相談窓口と無料職業紹介

就労希望者と施設・事業所のニーズを合わせた職業紹介などを行う。

❷ 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

キャリア専門支援員による就労希望者の掘り起こし、新規求人の開拓などを行う。

❸ 就職総合フェア・就職面接会の開催

求人事業所と求職者の面談会等を実施する。

❹ 福祉の仕事相談窓口の開設(週 1 回)・ハローワーク巡回相談(月 1 回)

福祉の仕事に関する無料の出張就職相談会を実施する。

❺ 介護の資格届出制度

介護関係資格保有者の届出登録を受け付け、各種情報提供や介護スキルを維持・向上する研修等、様々なサポートをする。

❻ 福祉のしごと職場見学バスツアー

福祉施設・事業所を見学するバスツアーを実施し、福祉の仕事のイメージアップにつなげる。

❼ 福祉体験学習

兵庫県福祉人材センターに登録し、福祉の職場を体験する。(課外活動等、学校教育の一環は対象外)

❽ プロモーションビデオの配信

兵庫県福祉人材センター公式チャンネルで介護の仕事ややりがいに関する動画を配信する。

❾ 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付金

養成施設等に在学する人に、修学資金を貸し付ける。介護福祉士又は社会福祉士に登録後、一定の条件で 5 年以上従事すると、全額返還免除となる。

❿ 介護福祉士実務研修受講資金貸付金

介護福祉士を目指し、県内の養成施設で介護福祉士実務者研修を受講する人で、実務経験が 3 年以上あり、貸付を受けようとする年度の国家試験を受験する人に対し、受講資金を貸し付ける。実務者研修修了後、1 年以内に介護福祉士に登録し、県内の事業所で介護職員等として引き続き 2 年以上従事すると、全額返還免除となる。

⓫ 介護職員等再就職準備金貸付金

介護職を離職した人で、一定の資格・経験のある人が、兵庫県内で介護職員として再就職する際に必要となる費用を準備金として貸し付ける。再就職後に兵庫県内の事業所で介護職員等として引き続き 2 年以上従事すると、全額返還免除となる。

⓬ 訪問看護師・訪問介護員への暴力等お困り相談ひょうご(兵庫県看護協会)

利用者や家族等からの暴言、暴力などの被害を受けた訪問看護師・訪問介護員本人や、事業所の管理者が対応に困った際の電話相談窓口を開設し、事業所の対応を支援するほか、専門的な対応が必要な場合や専門相談窓口を紹介する。

3 介護者の相談支援・職場環境の改善

取組の方向性(課題)

- 介護者の相談支援・職場環境改善のため、介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制を充実します。また、労働部局におういて、仕事と介護の両立に関する各種取組や介護休業制度等を周知します。

実施事業等

- **相談機能の強化・支援体制の充実**
基本目標2「困りごとを地域全体で受け止める体制の構築」で記載します。
- **介護啓発冊子「未来の介護」の周知**〔P.31 再掲〕
- **介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、育児・介護休業制度等））の理解促進**〔P.31 再掲〕
- **各種取組の周知**
兵庫労働局が実施する両立支援等の助成金の取組やひょうご仕事と生活センター等が実施する研修会等の取組のほか、介護休業等の制度を労働部局において、事業所や市民へ周知します。